



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

寒暖の差が激しいですので、体調には十分にご注意ください。

重要情報

1. 確定申告シーズン始まる

申告義務のある方の確定申告期間は翌年2/16-3/15ですが、還付申告ができる方は翌年1/1から5年間です。青色申告会や役所公民館等で行われる無料相談会場では上記に関わらず2/16前でも申告可能です。

2. 太陽光発電設備と申告

2017年から太陽光発電認定を受けた方の情報が公表されており、償却資産申告漏れ調査が進められています。売電収入は確定申告が必要で、設備が家屋の一部と認められない場合は償却資産税の申告も必要です。

3. 仮想通貨は国外財産調書不要、財産債務調書要

仮想通貨はたとえ海外取引所に保管されていても、国外財産調書(年末国外財産5千万円超で提出義務)への記載は不要ですが、財産債務調書(所得2千万円超+年末財産3億円以上で提出義務)への記載は必要です。

3月のイベント

★確定申告期限迫ります!

所得税 3/15水

贈与税 //

個人消費税 3/31金

弊事務所への資料提出は2月末まで(原則)にお願いします。

税金マメ知識

平成28年分の所得税から、海外に住む親族の扶養控除が厳しくなっています。海外に住む親族について扶養控除をしている人は、平均で10名近くを対象にしていることが判明したため、不公平を是正したという経緯があります。ご存知のとおり扶養控除の従来からの要件は、扶養親族の年間所得が38万円(給与換算103万円)以下であることでしたので、日本より所得水準が低い国の親戚をみんな扶養していることにしてしまえば、クリアできたわけです。新要件として、公的文書(現地の出生証明など)により親族関係を明らかにし、控除対象とした親族個人々々に対して送金の事実を証明する書類を提出する必要があります。代表者一人に親戚全員分を送金するだけでは要件を満たさないことになりました。

元バックパッカー赤羽の旅嚙(バナ)



【中国：哈爾濱】吉林で祖父宛に絵葉書を出すと、大河・松花江を辿って哈爾濱ハルビンにやってきました。ロシア人の作った街だけあって、ロシア建築が立ち並び、しゃれたショッピングモールが軒を連ねる垢ぬけたところです。1926年までロシア人に統治され、中華民国による統治を経たのち、満洲国が建国されました。ハルビンは昔から大繁華街で、ロシア人女性の多く働く歓楽地でもありました。20代の祖父は年に数度は汽車でハルビンに赴き、泊りがけで遊んだそうです。大柄で大胆なロシア人女性には腹肝を抜かれたと、ニヤニヤしながら話します。「LCC春秋航空使えば1万円もあれば飛べるよ」「1万円円でエ? 直行便でか! じいちゃんは今もういっぺん、ハルビンに行ってみたかったなあ…」

☆事務所からの連絡☆

確定申告期間中は、事務処理にお時間を頂戴してまいりますので、変わらぬご理解のほど、重ねてお願い申し上げます。

晩酌のじかん

今年の確定申告は、比較的余裕があると思っていました。誰がどんな申告になるか、事前に予測がついたからです。でも、手を動かす量が変わる訳ではないので、余裕は気持ちだけでした… バレンタインデーに妻がちょっと良いウイスキー(白州)を買ってくれましたので、晩酌で流して明日も頑張ります。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red